横浜市立荏田西小学校　いじめ防止基本方針

令和５年３月 31 日　　改訂

１　いじめ防止に向けた荏田西小学校の考え方

①　いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。　（いじめ防止対策推進法　第２条）

②　いじめ防止等に向けての理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、学校・保護者・地域全体の願いであり、社会の宝である、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人との関わり合いの中で、自分や他者の思いに気付き、さらに各々の特性や違いを認識することができる。子ども社会において、お互いの良さを認め合い、助け合うことのできる温かい人間関係を形成することは、良さを発揮し、自己実現へ向けて豊かな生活を送ることにつながる。しかし、自分を受け入れてもらえず、他社を排除するような雰囲気の関係であったならば、自分の良さを発揮するどころか居場所を失い、いじめにつながる可能性を生じさせている。いじめは、子どもの健やかな成長を阻害するとともに、未来へ向かっての希望を失わせるなど深刻な影響を与えるという認識をもつことが必要である。

いじめはどのクラスにもどの子にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識をもち、学校はいじめの防止のために教職員全員でいじめを許さない子ども社会の実現に努める。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

（１）　いじめは、どの集団にも、どの学級にも、子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

（２）　いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

（３）　子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

（４）　子どもは、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

学校として

（１）　あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

（２）　子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

（３）　いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。

（４）　いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

（５） 相談窓口を明示するとともに、児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

（６） 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。

（７） 学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

２ 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

・上記方針を具体的に進めるために「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

・「学校いじめ防止対策委員会」は校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、担任外教職員による委員で構成させる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家、外部の専門家等の参加を求める。

② 委員会の運営

・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月１回以上、定期的に開催する。また、いじめが発覚した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。責任者である校長等は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の保管を行う。

③ 委員会の活動内容

[いじめの未然防止]

・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

・児童、保護者、地域に「学校いじめ防止対策委員会」の取組を周知する。

[いじめの早期発見]

・いじめ事案（疑い）についての情報や児童間の人間関係などに関わる情報の収集、記録、共有を行う。

・いじめ事案（疑い）の事実把握をした上で、いじめか否か判断する。

・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定など組織的に実施する。

[取組の検証]

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行を行う。

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う。

３ いじめの未然防止、早期発見・事案対処

○いじめの未然防止

① 学校の風土づくり

・学校教育活動を通して、違いを認め合い、温かい人間関係を築く学校風土をつくる。

・いじめはどの子にも起こりうると捉え、子ども自らがいじめの問題について話し合う機会をつくるようにする。

② 授業改善

・誰もが安心して参加でき、自尊感情を高めることができる授業づくり・集団づくりに努める。

・学校の特色を生かした授業や外部機関と連携した授業づくりに努める。

（出前授業、防犯・非行教室、情報モラル教室、福祉教室、縦割り活動、宿泊体験学習等）

・人権教育の推進、道徳教育の推進、「豊かな心の育成」プランの推進、体験活動の充実等、教育活動を進めるとともに、「いじめ防止」につながる意識をもたせる。

③　自己有用感の育成

・行事や体験学習等を通して、自己有用感、自己肯定感の育成を図る。
・年間を通して、児童会での具体的な取組や全校集会等の機会を設定する。
（あいさつ運動・あったか言葉・横浜子ども会議等）
・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を図る。
・「児童生活アンケート」を年間２回実施する。
・児童・保護者・地域に「学校いじめ防止対策委員会」の取組を周知する。

○いじめの早期発見

・いじめの定義理解を含む教職員への研修
・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
・いじめ事案（疑い）の事実把握をした上で、いじめであるか否か判断する。
・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定など組織的に実施する。

○いじめに対する措置

・学校いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
・当該児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導・支援
・保護者の協力、関係機関（警察署等関係機関、専門機関）との連携

○いじめの解消　～いじめを受けた児童・いじめをした児童の経過を把握し、再発防止を図る～

≪いじめの解消の要件≫
少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
①　いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること
②　いじめを受けた児童、保護者が心身の苦痛を感じていないこと

・役割分担を決め、全職員が情報を共有し、見守りを続ける。
・定期的に面談等を行い、心のケアを行う。
・定期的に保護者に子どもの様子や学校での取組について伝えたり、家庭での様子などを聞いたりして情報を共有する。
・解消に至っていないときは、いじめを受けた児童を守り通し、その子の安全・安心を確保する。

○教職員等への研修

・教職員の人権意識を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現と、いじめを許さない児童の育成のために計画的な研修を行う。※研修計画は、「学校いじめ防止対策委員会」で立案する。
※児童理解研修・YP アセスメント研修・カウンセリング研修・人権研修、いじめ防止・対応等に向けた職員研修を実施する。
・インターネット上のいじめ防止へ向けて、関係機関との連携を図る。

○スクールフォーラム、学校家庭地域連絡協議会の活用

・いじめ問題や学校が抱えている課題等を、保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

○取組の年間計画

	学校の活動	職員の研修
４月	児童・保護者・地域へ基本方針提示 学年・学級懇談会 横浜プログラム	児童指導共通理解事項確認 児童理解研修①　児童引継ぎ いじめの定義を含む児童理解研修
５月	学校経営説明会　YP アセスメント①検討 家庭訪問　遠足（１・２年）修学旅行（６年） 宿泊体験学習（４年） いじめ早期発見のための生活アンケート	児童理解研修② YP アセスメント実施→学級経営案への反映
６月	遠足（３年） 地区懇談会（予定）　YP アセスメント①実施	療育あおばコンサルテーション （予定）
７月	宿泊体験学習（５年）個人面談(希望)① 横浜子ども会議（中学校ブロック）	児童理解研修③
８月	横浜子ども会議	児童理解研修④ 人権研修（市が尾中ブロックにて）
９月	個人面談②	前期振り返り
１０月	運動会	児童理解研修⑤
１１月	YP アセスメント②実施（実態によって）	小中交流授業参観
１２月	いじめ解決一斉キャンペーン　校内作品展 人権週間・いじめ防止月間取組 人権教育（授業）　福祉教育（授業） 個人面談(希望)③	児童理解研修⑥
１月	書き初め展	児童理解研修⑦
２月	新入生保護者説明会 茌田西スクールフォーラム	幼保小連携　年間の振り返り
３月	年度の振り返り（成果と課題） 次年度の計画立案　引継ぎ資料	児童理解研修⑧　小中連携 児童指導共通理解事項決定・新年度への引継ぎ

（４月～２月：あいさつ運動・あったか言葉・縦割り活動）
（４月～２月：学校いじめ防止対策委員会）

４　重大事案への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第 28 条第１項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いあると認めるとき」（同項第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第２号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合は、教育委員会への迅速な報告を行う。

５　いじめ防止対策の点検・見直し

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画作成・実行・修正
・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
・学校いじめ防止基本方針が学校の事情に即して適切に機能しているかについての点検（少なくても年１回は行う）と学校いじめ防止基本方針の見直し（ＰＤＣＡサイクルに実行を含む）

保護者として

（１）どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の職員や保護者等周囲の大人に相談するように働きかける。

（２）子どものいじめを防止するために、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。

（３）学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、または、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。